

# 研究助成費交付規程

## (目的)

第1条 本規程は、精神科看護の学術の向上に資する目的で一般社団法人日本精神科看護協会（以下、「本協会」という。）が行う研究助成費交付について定める。

## (助成費交付の対象者)

第2条 本規程に基づく研究助成費交付の対象者は、精神科領域での業務経験を3年以上有し、当協会の会員歴が3年以上の者とする。ただし、優れた研究になることが期待できると教育認定委員会が認めた研究計画の実施者はこの限りでない。重ねて、研究代表者は精神科看護の実務に従事しているものでなければならない。

## (公募)

第3条 本規程で定める研究助成費交付については、対象者を公募する。公募は本協会のホームページに募集要項を掲載する他、適切な手段を用いて行う。

## (助成の申請)

第4条 本規程で定める研究助成を受けようとする者は、会長に別紙様式の研究計画書を提出して申請しなければならない。

## (助成の決定)

第5条 助成研究の決定は、教育認定委員会の選考を経て理事会が行う。教育認定委員会は選考にあたって選考基準を明示する。研究助成費を交付する研究は、当該年度三編までとする。

## (通知)

第6条 助成研究を決定した後、理事会は応募者にただちに結果を知らせなければならない。

## (助成金額の交付)

第7条 助成研究に対する助成金額は教育認定委員会が査定して決定する。この金額は、研究一編につき30万円を限度とする。理事会で助成研究が決定したら、本部長は教育認定委員会が査定した助成金額をただちに支出しなければならない。

## (研究期間及び研究報告)

第8条 助成研究の研究期間は決定の日から2年以内とする。研究が終了したときに、研究責任者は研究報告書1通、および研究助成費が適切に使用されたことを証明する書類を作成して会長に報告しな

なければならない。

※ここでいう証明する書類とは、使用した経費の一覧表（書式は自由）、およびその領収書を指す。

※助成金の使途は、直接研究にかかわる経費のみとする。

<例示>

物品費：研究に必要な消耗品

人件費・謝金：研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集、データ入力等）をする者にかかる人件費・謝金等

旅費：研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の出張（資料収集、各種調査等）のための経費（交通費・宿泊費）

\*ただし、研究発表時の学術集会参加にかかわる費用（旅費交通費・参加費）は経費とは認めない。

その他：上記のほか当該研究を遂行するための経費（印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等）  
会議費（会場借料費等） レンタル料（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）

（研究の公表）

第9条 前条の研究報告書あるいはその要約は本協会の学術集会で紹介する他、本協会のホームページに掲載する。

- 2 前条の研究報告書あるいはその要約を、本協会以外の他団体等が発行する媒体で発表する場合には、発表者は事前に本協会に連絡し、指示を仰ぐものとする。
- 3 前項の連絡があった場合、会長は当該研究が、本協会の研究助成費の交付を受けて遂行されたものであることを明らかにする文言の掲載を条件に、発表することを認めることができる。

（研究計画の変更・中断）

第10条 研究計画に変更が生じた場合、研究責任者はただちに変更内容を明らかにした文書を会長に提出し、承諾を得なければならない。

- 2 研究計画が中断された場合はただちにその旨を協会に届け出、協会の指示に従うものとする。

（研究中止の場合の交付助成費の返還）

第11条 研究を中止する場合は、研究代表者の責任において交付された研究助成費の一部又は全部を返還するものとする。

- 2 前項の返還額は、会長が決定する。

（助成金残金の処理）

第12条 本規程第8条に規定する研究期間の経過後に助成金の残金がある時は、その残金の全額を滞なく返還しなければならない。

(雑則)

第 13 条 この規程によらないものについては、理事会の審議により決定する。

(本規程の改廃)

第 14 条 本規程は理事会が改廃し、社員総会に報告する。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

令和 3 年 5 月 15 日 第 13 条 一部改正

令和 7 年 3 月 15 日 第 2 条、第 12 条 一部改正

令和 7 年 6 月 21 日 第 7 条 一部改正

令和 8 年 3 月 14 日 第 2 条、第 8 条 一部改正

## □研究助成費交付研究の選考基準

### 1. 内容基準；①から③の全てを満たすこと。

①日本精神科看護協会が掲げる目的及び活動に資するものであること。

目的：精神科看護領域の学術の振興を図り、その成果を活用することで、精神的健康について支援を必要としている人々が安心して暮らせる社会をつくっていく。

活動：1. 精神科看護領域の学術の振興を図り、その成果を活用して精神障がい者を支援していく。

2. 精神障がい者の自立を目指す活動に協力し、支援していく。

3. 一般公衆に対する精神保健医療福祉に関する普及啓発活動の推進。

②未発表のものであること。

③以下の事項について1項目以上に該当すること。

○特に、新規性、独創性、先取性が認められること。

○これまでの研究の前進に貢献することが期待できること。

○先行研究がないか少なく、当該研究が行われることに意義があると認められること。

○精神科看護実践に資することが期待できること。

### 2. 形式基準

①申請者が当制度を十分に理解していることがうかがえること。

②助成対象者に問題がないこと（暴力団関係者であるなど欠格条項に該当しないかどうかなど）。

③申請書類に不備がなく募集要項の基準を満たしていること。

### 3. 倫理基準；次の点で倫理的に十分な配慮がなされており、問題がないこと。

①研究課題が倫理にかなっている。

②対象への倫理的配慮がなされている。

③実施される研究内容が倫理にかなっている。

### 4. 合理性基準

①研究計画における研究方法及び研究体制が研究課題を実現できるものになっていること。

②経費の見積りが合理的であること。

③規定の研究期間内に取り組むことが可能なスケジュールになっていること。